

(証券コード 5915)
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月8日)

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目2番21号

株式会社 駒井ハルテック

代表取締役社長 中村 貴任

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第94回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.komaihaltec.co.jp/ir/data/pdf/convocation/20230608.pdf>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHlpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「駒井ハルテック」または、「コード」に「5915」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時40分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権行使の方法は、2頁から3頁に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー
4階「アート グランドボールルーム イースト」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第94期 （2022年4月1日から
2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期 （2022年4月1日から
2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時40分必着



インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。



スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は 頁をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時40分まで

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使

「スマート行使」による方法

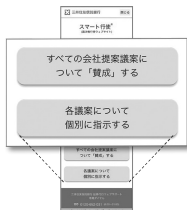
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時40分入力分まで

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

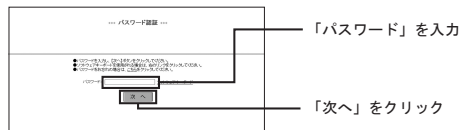
- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和が進み、社会経済の正常化が進むことで緩やかな景気回復が続いていますが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や欧米金融機関の経営悪化等により先行き不透明な状況で推移しました。足元の日本経済は、物価の上昇が企業収益や家計の圧迫要因となりつつも、個人消費は堅調に推移し、また円安を背景としたインバウンド消費も増加しており、アフターコロナへ向けて今後も緩やかな回復基調が続くものと見込まれています。一方、中国経済の回復が遅れる場合や、利上げに端を発する金融機関の経営不安が拡大する場合、また国内の食品価格や電力等エネルギー価格の上昇が継続する場合には、輸出や設備投資に加え、個人消費の下押し圧力となる可能性があります。

橋梁・鉄骨業界におきましては、橋梁の発注量は、前年度を下回って推移しました。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による発注が順次執行されているなか、熾烈な受注競争が続いております。また、鉄骨の発注量は前年度とほぼ同水準で推移しましたが、鋼材価格を始めとする建設資材等は、引き続き高い水準で推移しており、首都圏を中心とした再開発の計画案件の見直しや工期・工程の遅延等の影響による業績の下振れが懸念されます。

このような厳しい環境のなか、当連結会計年度の受注高は総額471億5千9百万円（前期比8.3%減）となりました。売上高は総額397億2千7百万円（同34.4%増）と増収になりました。

損益につきましては、一部大型鉄骨工事に工期の遅延が生じたことに加え、引き続き追加変更の獲得交渉に時間を要していること及びインフラ環境事業において試験研究費が増加したことなどにより、営業利益3億1千5百万円（同79.1%減）、経常利益4億8千1百万円（同73.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3億2千8百万円（同75.6%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

— 橋梁事業 —

当連結会計年度の受注高は、国土交通省関東地方整備局・R4東関東水戸神栖線橋上部工事、沖縄総合事務局開発建設部・令和4年度豊見城高架橋上部工（下

りP42～P45) 工事他の工事で185億8千4百万円(前期比14.4%減)となりました。

売上高は、国土交通省東北地方整備局・丸子地区橋梁上部工工事、滋賀県知事・令和2年度第S201-18号大津能登川長浜線補助道路整備工事他の工事で144億9千5百万円(同17.1%増)となり、これにより受注残高は296億2千万円(同16.0%増)となっております。

— 鉄骨事業 —

当連結会計年度の受注高は、新宿駅西口地区開発計画、大崎駅西口F南地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事他の工事で282億7百万円(前期比4.0%減)となりました。

売上高は、森永乳業株式会社神戸工場製造棟増築工事、他大型再開発工事の進行基準工事の売上などで242億3千7百万円(同47.0%増)となり、これにより受注残高は351億9千4百万円(同12.7%増)となっております。

— インフラ環境事業 —

風力発電等による環境事業、インフラを中心とした海外事業における当連結会計年度の受注高は、3億6千7百万円(前期比16.1%増)、売上高は4億5千4百万円(同247.1%増)となり、これにより受注残高は1億1千6百万円(同42.7%減)となっております。

— 不動産事業 —

当社グループは、大阪市西淀川区にある大阪事業所の未利用地部分等について賃貸による不動産事業を行っており、当連結会計年度における不動産事業の売上高は4億9百万円(前期比1.1%減)となっております。

— その他 —

当社グループは、その他の事業として印刷事業等を行っており、当連結会計年度におけるその他の売上高は、1億3千万円(前期比9.8%減)となっております。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、生産設備及び研究開発設備で総額16億6千3百万円を実施いたしました。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と総額50億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

また、当連結会計年度は、設備投資を目的として、取引銀行5行と総額57億円のコミット型タームローン契約を締結しております。

3. 対処すべき課題

今後の国内景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の分類が季節性インフルエンザと同等の5類に変更となり、社会経済の正常化がさらに進むことで個人消費とインバウンド需要を牽引としたゆるやかな景気回復が継続すると考えられます。

一方、食品等の値上げ基調が長引き物価上昇圧力が持続し、物価上昇を超える賃金上昇が実現しない場合、回復途上の個人消費に下押し圧力となる可能性があります。

橋梁・鉄骨業界におきましては、橋梁は多発する自然災害に対するインフラ強化及び国土強靱化基本法に基づくインフラ整備、大阪湾岸道路西伸部を始めとする大型新設橋梁計画や高速道路の4車線化工事などの発注が今後も見込まれます。また、老朽化した高速道路等の大規模更新も順次発注される見通しであります。依然厳しい受注競争が継続するものと思われま

す。一方、鉄骨は首都圏を中心とした大型再開発案件が今後も順次発注される見込みとなっております。鋼材等の価格が高止まりしており、さらに納期のタイト化や輸送費等のコストの増加の影響により、今後の企業収益が圧迫されることが懸念されます。

このような事業環境の下、当社は2023年4月から「中期経営計画2023」をスタートさせました。経営理念「高い技術力で夢のある社会づくりに貢献する」の下、「持続可能な社会の実現」と「企業の持続的成長」を両立させるサステナビリティ経営に取り組み、中長期的な企業価値向上を実現させるために、基本方針を

1. 地球環境の保全に取り組み、将来世代へ希望を繋ぎます
2. 社会インフラを提供し、安全で安心な生活を支えます
3. 人財と技術を礎に、社会課題の解決に取り組みます
4. 高い企業倫理と企業統治により、透明公正を確保します

と定めました。その初年度に当たる2023年度は、「一人一人が収益志向を高め、変革を成し遂げる」をスローガンとして、今後も社会に貢献するとともに企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指してまいります。

これまで多くの製品を納めてきた実績と培ってきた技術力を最大限に活かし、橋梁事業・鉄骨事業・環境事業を通じて社会基盤整備の一翼を担う企業として、自覚と責任を持った経営を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
橋 梁 事 業	25,531	18,584	14,495	29,620
鉄 骨 事 業	31,224	28,207	24,237	35,194
インフラ環境事業	203	367	454	116
不 動 産 事 業	—	—	409	—
そ の 他	—	—	130	—
合 計	56,959	47,159	39,727	64,931

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第91期 (2019年度)	第92期 (2020年度)	第93期 (2021年度)	第94期 (2022年度) [当連結会計年度]
受 注 高 (百万円)	29,009	33,837	51,402	47,159
売 上 高 (百万円)	35,453	30,293	29,552	39,727
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△317	776	1,345	328
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△67.23	164.79	289.12	70.52
総 資 産 (百万円)	50,749	49,944	52,526	61,127
純 資 産 (百万円)	26,600	28,040	29,543	29,862

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数により計算しております。
2. 第91期は、減損損失を計上したこと及び繰延税金資産の取崩しを行ったことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失となっております。
3. 第92期は、期首よりKHファシリテックを連結子会社としたことにより、受注高及び売上高が増加しております。
4. 第93期は、大型橋梁工事が竣工したことによる追加変更獲得及び設備投資効果等による生産性向上などで増益となっております。
5. 第94期の状況につきましては、前記I.1.「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東北鉄骨橋梁株式会社	450 百万円	100%	橋梁・鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業
株式会社プロバンス	80	100	鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業 建築工事の企画・設計・施工・監理及びコンサルティング業務
株式会社シップス	10	100	印刷・複写業務、OA事務機・文具・事務用品・オフィス家具の販売及びコンサルティング業務、不動産賃貸業
KHファシリテック株式会社	50	66.6	橋梁・鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業

(注) 株式会社シップスについては、2022年9月1日付けで2億6千万円減資しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

橋梁・鉄骨・鉄塔その他鋼構造物の設計・製作及び現場組立・架設・補修が主な事業であり、これ以外に建設機械・運搬機械等各種機械の設計・製造・据付・販売、風力発電等による売電事業、不動産賃貸業等を行っております。

8. 主要な営業所及び工場

本店 大阪市西区立売堀四丁目2番21号

本社 東京都台東区上野一丁目19番10号

営業所 東北（仙台市）・名古屋・群馬（高崎市）

和歌山（日高郡由良町）・中国（広島市）・九州（福岡市）

工場 富津（千葉県富津市）・和歌山（日高郡由良町）

東北鉄骨橋梁(株)岩沼工場（宮城県岩沼市）

KHファシリテック(株)若松工場（福岡県北九州市）

大阪事業所（大阪市）

テクニカルセンター（千葉県松戸市）

9. 従業員の状況

従業員数	対前期末比増減
633名	11名減

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,000 百万円
日本生命保険相互会社	200

(注) 当連結会計年度末日の借入額を記載しております。

II. 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 9,952,500株
- 発行済株式の総数 4,972,709株 (自己株式を含む)
- 株主数 6,078名 (前期末比 696名増)
- 大株主(上位10位)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	307,400 株	6.5 %
株式会社三井住友銀行	216,955	4.6
エムエム建材株式会社	194,257	4.1
日本生命保険相互会社	172,527	3.7
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	164,500	3.5
J F E 商事鉄鋼建材株式会社	140,000	3.0
株式会社りそな銀行	134,300	2.8
日本製鉄株式会社	108,499	2.3
株式会社北都鉄工	100,000	2.1
株式会社バコーポレーション	99,000	2.1
株式会社ナガワ	99,000	2.1

(注) 1. 持株比率は、自己株式(311,025株)を控除して計算しております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式311,025株があります。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	4,779 株	6 名
執行役員	2,597	7

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	田 中 進	一般社団法人鉄骨建設業協会 会長
代表取締役社長	中 村 貴 任	コンプライアンス委員会委員長 環境品質委員会委員長 経営リスク管理委員会委員長 サステナビリティ委員会委員長
常務取締役	駒 井 恵 美	環境インフラ本部長 兼 大阪事業所長
取 締 役	平 見 勝 洋	環境品質管理室担当 安全管理室担当 DX統括 中央安全衛生委員会委員長
取 締 役	駒 井 寛	鉄構営業本部長 調達室担当 鉄構事業担当
取 締 役	飯 塚 勉	管理本部長 関係会社担当
取 締 役	寺 澤 豊	非常勤 寺澤豊公認会計士事務所 代表
取 締 役	本 井 敏 雄	非常勤 奥村組土木興業株式会社 環境開発本部プロジェクト推進室担当部長 兵庫奥栄建設株式会社 環境エンジニアリング部担当部長
取 締 役	国 崎 肇	非常勤 株式会社日本総合研究所 取締役兼副社長執行役員
常任監査役	大 森 元	常 勤
監 査 役	松 岡 成 行	常 勤
監 査 役	吉 松 均	非常勤
監 査 役	清 水 一 朗	非常勤 公益財団法人ニッセイ緑の財団 理事長

- (注) 1. 取締役のうち寺澤豊、本井敏雄、国崎肇の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち吉松均、清水一朗の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役寺澤豊、本井敏雄、国崎肇の各氏および監査役吉松均、清水一朗の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役吉松均氏は、銀行の専務取締役などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役清水一朗氏は、生命保険会社の執行役員などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、執行役員制度を採用しており、2023年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	坂 本 孝 司	鋼構造生産本部長
常務執行役員	落 合 教 道	工事本部長 兼 松戸テクニカルセンター長
常務執行役員	奥 田 岳 史	橋梁営業本部長 橋梁事業担当
執行役員	花 里 貴 明	鋼構造生産本部 富津工場長
執行役員	直 江 康 司	コンプライアンス室長 大阪本店長 内部統制監査委員会委員長
執行役員	板 橋 健 一	鋼構造生産本部 和歌山工場長
執行役員	橋 肇	技術開発本部長 D X戦略委員会委員長 情報システム委員会委員長 技術委員会委員長

7. 事業年度中に退任・辞任した取締役及び監査役

退任・辞任時の地位	氏 名	退 任 事 由	退 任 日
専務取締役	東 隆 行	任期満了	2022年6月29日
監査役	藤 枝 伸 明	任期満了	2022年6月29日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役寺澤豊氏、本井敏雄氏及び国崎肇氏、社外監査役吉松均氏及び清水一朗氏と締結した責任限定契約の内容は次のとおりであります。

取締役及び監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令に規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするもので、保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「非金銭報酬」の3つで構成され、以下の対応方針に基づいて決定することについて、取締役会で決議しております。

① 割合方針

- ・ 固定報酬部分 100%
- ・ 業績連動報酬部分（※1） 0%から20%
- ・ 非金銭報酬部分（※2） 0%から20%

（※1）役員賞与（※2）譲渡制限付株式報酬

② 決定方針

- ・ 固定報酬部分の個人別報酬については、代表取締役に一任し、決定しております。
- ・ 業績連動報酬部分については、業績及び財務状況等を踏まえ、支払総額及び支払時期を取締役に付議します。支払総額については、株主総会に議案として付議し、株主の承認を得ることとしております。個人別報酬については、代表取締役に一任し、決定しております。
- ・ 非金銭報酬部分については、前期の業績目標に対する実績、貢献度及び当期の業績見込みを考慮し、代表取締役に一任し、決定しております。

(2) 取締役報酬及び監査役報酬の限度額

当社の取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

・ 取締役の報酬額

2018年6月28日 株主総会決議 年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内） 8名

2021年6月29日 株主総会決議 年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内） 10名

・ 取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額

2018年6月28日 株主総会決議 年額50百万円以内 8名

2021年6月29日 株主総会決議 年額50百万円以内 10名

・ 監査役の報酬額

2018年6月28日 株主総会決議 年額72百万円以内 4名

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 10名 104百万円（うち社外取締役3名 13百万円）

監査役 5名 42百万円（うち社外監査役2名 12百万円）

- (注) 1. 上記取締役10名には、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 上記監査役5名には、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
3. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、4名で38百万円であります。
4. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、7名で7百万円が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 寺澤 豊

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
寺澤豊公認会計士事務所代表であります。なお、当社と当該事務所との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全12回すべてに出席し、公認会計士として財務会計に関する豊富な知識と経験に基づいた助言・提言等を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。
この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(2) 取締役 本井敏雄

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
奥村組土木興業株式会社環境開発本部プロジェクト推進室担当部長及び兵庫奥栄建設株式会社環境エンジニアリング部担当部長であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全12回すべてに出席し、技術士、工学博士として土木工学に関する豊富な知識と経験に基づいた助言・提言等を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。
この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(3) 取締役 国崎 肇

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
株式会社日本総合研究所取締役兼副社長執行役員であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
社外取締役就任後開催の取締役会全9回のうち8回に出席し、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。
この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(4) 監査役 吉松 均

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全12回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。当事業年度開催の監査役会全7回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
会計監査人との間では、四半期ごとにディスカッションを行い、監査計画及びその進捗状況の説明や、四半期レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。
この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(5) 監査役 清水一郎

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
公益財団法人ニッセイ緑の財団理事長であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全12回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。当事業年度開催の監査役会全7回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
会計監査人との間では、四半期ごとにディスカッションを行い、監査計画及びその進捗状況の説明や、四半期レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。
この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額	47百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性及び専門性、並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務部門及び財務部門は、全社に共通する重要な規程・記録類を整備して、それぞれ適切に管理・運用いたします。
- ② 各部門においては、部署ごとに業務標準を整備し、それぞれが管理すべき文書・記録類を明確にして、規定された手順に従って作成・保管いたします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険を管理するために、全社規定として「リスク管理実施基準」を定め、以下の事項を実施する体制を確立いたします。
 - a 損失の危険発生を予防するための措置を講じること
 - b 危機的状況に陥った場合は、危険の拡大・深刻化を防ぐこと
 - c 危険発生による被害を最小限に食い止めること
 - d 危機的状況を正常な状態に戻すこと
 - e 既に発生した危機的状況を繰り返すことがないよう、再発防止策を講ずること
 - f その他、リスク管理を実施することが望ましいと判断する事項
- ② 日常的に密接に意見・情報を交換することにより危険の予兆の早期発見に努め、損失の危険が顕在化してきた場合には関係部署が総務部・コンプライアンス室等と連携して、① b～eに記載した目的の達成を図ります。
- ③ 社内通報制度の窓口を社外（外部）も含め、複数設けることで当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者がより通報しやすい体制を整備いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 部門ごとの職務執行責任を明確にし、効率的に運営するために執行役員制度を導入しております。
- ② 重要案件の決議、各部門及び各種委員会の運営状況・実施状況などの報告・確認は取締役会、経営会議で行うものとし、取締役及び監査役に加えて執行役員も出席して意思決定の透明性を高めるとともに、情報の共有化を図ります。
- ③ 中長期的な展望に立って経営計画を策定し、年度ごとに実施する事項及び達成すべき目標を明確にすることにより、職務の執行が効率的に行われることを確保いたします。

- ④ 年度ごとに会社が到達すべき目標を定めて、それを各部門・部署に展開、ブレークダウンし、四半期ごとに目標達成度を診断することにより短期的な効率性を確保いたします。
- ⑤ 手順書がなければ職務の執行が効率的に行われない可能性がある業務については、部門ごとに必要な手順書類を整備いたします。
- ⑥ 経営全般に関わる経営資源、財務状況、受注の確保、製品品質、施工の安全などに関する事項を経営トップが年度ごとに診断し、見直しを図ることにより、経営システムの有効性及び職務執行効率性のスパイラルアップを図ります。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス室を設置し、専従者を配置いたします。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、各部門の執行責任者を委員に任命することにより、全体的な調整を行うとともに牽制作用を有効に機能させます。
- ③ 部署ごとに業務に関連する法令などを明確にし、一覧表を作成いたします。
- ④ 全部署を対象とした内部業務監査を定期的実施する他、随時、抜き打ちでの内部業務監査を実施することで業務の執行状況の確認を行います。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除するとともに、有事の際は警察・弁護士などの外部機関と緊密に連携し、迅速かつ組織的に対処いたします。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社において確立した内部統制システムを指導・教育し、普及を図ります。
- ② 半期ごとに関係会社会議を開催して、業務の透明性及び密接な連携性を確保いたします。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、法令などに従い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図ります。また、それを評価するために内部統制監査委員会を設置いたします。
- ④ 会計事務のIT化を進め、子会社各社の業態に鑑み、可能な限りシステムを統一化することで財務会計の透明性を確保いたします。
- ⑤ 子会社を担当する事業部門を明確にし、当該部門が企業統治に関する責任を負います。
- ⑥ 子会社の取締役として、当社の担当事業部門の執行責任者が兼務することにより、業務の連携性を確保いたします。

- ⑦ 子会社の監査役として、当社監査役が兼任することにより、監査の一貫性を確保し透明性を高めます。
 - ⑧ 当社の会計監査人に連結子会社の監査を委託することにより、会計監査の一貫性、透明性を確保いたします。
 - ⑨ 子会社の代表に財務諸表が適正に作成されたことを確認させ、確認書を提出させます。
 - ⑩ 社内通報制度により、子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備することで業務の適正を確保いたします。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役会からの求めがあった場合、1名または若干名の監査役補助員を配置いたします。
- (7) **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役補助員の選任及び異動は監査役会の承認を受けるものといたします。
 - ② 監査役補助員の人事考課及び労務管理は常任監査役が行うものといたします。
 - ③ 監査役補助員の監査における、調査及び文書閲覧の権限は監査役に準ずるものといたします。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は、取締役会、経営会議、関係会社会議及びコンプライアンス委員会等に出席し、重要案件の決議、各部門及び各種委員会の運営状況・実施状況などの報告を受け、確認を行います。
 - ② 取締役及び使用人が当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知り得た場合は、監査役に都度報告いたします。
 - ③ 監査役は、コンプライアンス室が実施した内部業務監査などの実施状況及びその結果、並びに社内通報の内容及びその対策などについて、報告を受け、確認を行います。
 - ④ 監査役は、半期ごとに代表取締役と監査役会との意見交換会を開催して、経営方針の蓋然的説明を受け、それに対する監査役の意見を経営に反映させます。
 - ⑤ 監査役に文書で報告すべき事項の詳細は、監査役と協議の上決定いたします。
 - ⑥ 監査役が閲覧を求める文書・記録類は保管部署が閲覧に協力し、正当な理由なく拒否してはならないものといたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が求めた場合、コンプライアンス室は監査役と協議の上必要な監査を実施いたします。
- ② 監査役が求めた場合、環境品質管理部署は内部品質環境監査で得られた情報及び製品の不具合に関する情報を、安全管理部署は発生した事故の情報を提供するものといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的開催し、対象期間において実施した内部統制監査・コンプライアンス研修等諸施策の効果確認を行うとともに、さらなる改善に向けた対策等の検討を行っております。

また、コンプライアンス室を中心に、「リスク管理実施基準」「事業継続計画（BCP）」「社内通報制度」等リスク回避に向けた社内制度の有効性の確認を行っております。

(2) 企業集団の内部統制

当社役員及び子会社代表者をメンバーとする関係会社会議を定期的開催し、業務執行状況及び営業成績・財務状況等の重要情報の報告を受けるとともに、情報の共有を図り、業務の透明性及び密接な連携性の確保に努めております。また、子会社に対する監査等を通じた監督・指導により、当社グループ全体として業務の適正を確保しております。

(3) 監査役の職務の実効性確保

監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部統制部門が監査役と適宜会合を持ち、必要な報告を行っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

1. 金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 比率については小数点第二位を四捨五入しております。但し、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項4. 大株主（上位10位）」の特株比率については小数点第二位を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	38,891	流動負債	20,687
現金預金	7,883	支払手形・工事未払金	6,765
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	25,793	電子記録債務	4,041
電子記録債権	2,513	短期借入金	4,677
未成工事支出金	227	1年内償還予定の社債	1,860
材料及び貯蔵品	773	未払法人税等	12
未収入金	207	未払消費税	209
未収法人税等	78	未成工事受入金	1,381
その他	1,416	賞与引当金	402
貸倒引当金	△2	工事損失引当金	122
固定資産	22,236	その他	1,215
有形固定資産	15,015	固定負債	10,577
建物・構築物	3,840	社債	3,850
機械装置・運搬具	912	長期借入金	1,832
土地	8,585	繰延税金負債	1,563
その他	1,677	退職給付に係る負債	2,573
無形固定資産	759	その他	758
のれん	611	負債合計	31,265
その他	147	純資産の部	
投資その他の資産	6,461	株主資本	26,813
投資有価証券	6,032	資本金	6,619
長期貸付金	10	資本剰余金	8,207
繰延税金資産	159	利益剰余金	12,689
その他	267	自己株式	△703
貸倒引当金	△8	その他の包括利益累計額	2,563
		その他有価証券評価差額金	2,624
		退職給付に係る調整累計額	△61
		非支配株主持分	485
		純資産合計	29,862
資産合計	61,127	負債純資産合計	61,127

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		39,727
完成工事原価		35,739
完成工事総利益		3,988
販売費及び一般管理費		3,672
営業利益		315
営業外収益		464
受取利息及び配当金	218	
その他の	246	
営業外費用		299
支払利息	66	
社債発行費	42	
その他の	190	
経常利益		481
特別利益		0
固定資産売却益	0	
特別損失		18
固定資産除却損	17	
関係会社株式売却損	1	
税金等調整前当期純利益		464
法人税、住民税及び事業税	94	
法人税等調整額	△41	52
当期純利益		411
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		328

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,619	8,211	12,710	△719	26,822
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△349		△349
親会社株主に帰属する当期純利益			328		328
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△4		16	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△4	△20	15	△9
当 期 末 残 高	6,619	8,207	12,689	△703	26,813

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,293	9	2,302	418	29,543
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△349
親会社株主に帰属する当期純利益					328
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331	△70	260	67	328
当 期 変 動 額 合 計	331	△70	260	67	318
当 期 末 残 高	2,624	△61	2,563	485	29,862

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社は東北鉄骨橋梁株式会社、株式会社プロバンス、株式会社シップス、KHファシリテック株式会社の4社であります。

(2) 主要な非連結子会社

主要な非連結子会社は上海駒建鋼結構技術有限公司であります。非連結子会社2社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社2社（上海駒建鋼結構技術有限公司他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算

定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

材 料 ・ 貯 蔵 品……………主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 建物（リース資産を除く）……………定額法

② 建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

なお、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。

- ③ 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金……従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
 - ③ 工事損失引当金……当連結会計年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、連結会計年度末日後の損失見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
主に長期の工事契約を締結しています。
 - ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(8) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 38,472百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事について、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り（決算日における工事進捗度は原価比例法による）、当連結会計年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、直近の実績等をもとにした工事施工数量（材料の使用量など）は今後も同水準で推移すると仮定を置く一方、同種同規模工事における材料単価、外注費、現場工事費等は価格の上昇基調にあるとの仮定を置いて算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事はその施工内容、施工期間が工事契約ごとに決定されるものであるため個別性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいものであります。また一般的に施工期間が長期にわたることから、工事契約の着手後に判明する事実や現場の状況変化によって作業内容等が変更となることがあります。このため工事原価総額の見積りには不確実性を伴い、主要な仮定である工事施工数量及び材料単価、外注費、現場工事費等が変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,871百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

② 主要な仮定

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当連結会計年度において、橋梁事業・鉄骨事業の共用資産について時価が著しく下落していることから減損の兆候があるものと判断し、共用資産を含むより大きな単位で減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュフローの総額が当連結会計年度末時点での当該資産グループの帳簿価額 8,939百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしております。減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,269百万円		
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務			
(1) 担保に供している資産			
建物	2,291百万円	(うち仮登記	2,212百万円)
土地	6,373百万円	(うち仮登記	6,057百万円)
投資有価証券	1,023百万円		
計	9,689百万円		
(2) 担保に係る債務			
短期借入金	1,915百万円		
(うち長期借入金より振替分	135百万円)		
長期借入金	462百万円		
計	2,378百万円		
3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高			
受取手形	75百万円		
完成工事未収入金	4,997百万円		
契約資産	20,719百万円		

連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	39,318百万円
------------------------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,972,709	—	—	4,972,709

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	186	40.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	163	35.00	2022年9月30日	2022年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	163	35.00	2023年3月31日	2023年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び契約資産、及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に営業債権を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスであります。一括ファクタリングはファクタリング会社の信用リスクに、債務引受型決済サービスは顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。このうち一部は、外貨建てのものであり為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約)を利用してヘッジしております。また、借入金のうち、短期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び営業債務を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスについて、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避し債務の固定化を図るために、為替予約をヘッジ手段として利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券については、株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的到时価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（(注)2参照）。また、「現金預金」「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形・工事未払金」「短期借入金」「1年以内償還予定の社債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	5,762	5,762	—
資産計	5,762	5,762	—
(1) 社債	3,850	3,834	△15
(2) 長期借入金	1,832	1,818	△13
負債計	5,682	5,653	△28
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対 照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,690	5,444	3,754
	債券	—	—	—
	その他	0	0	0
	小計	1,690	5,445	3,754
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	268	218	△50
	債券	100	99	△0
	その他	—	—	—
	小計	368	317	△50
合計		2,058	5,762	3,704

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：該当するものではありません。

(注) 2 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	269

上記については、市場価格のない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	7,883	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	25,793	—	—	—
電子記録債権	2,513	—	—	—
未収入金	207	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	99	—	—
合計	36,397	99	—	—

(注) 4 社債及び長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の償還及び返済予定額

(単位：百万円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	1,500	1,150	750	450
長期借入金	906	496	349	80
合計	2,406	1,646	1,099	530

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,662	—	—	5,662
社債	—	99	—	99
その他	0	—	—	0
資産計	5,663	99	—	5,762

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,834	—	3,834
長期借入金	—	1,818	—	1,818
負債計	—	5,653	—	5,653

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした土地等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は311百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,269	△9	1,260	7,694

- （注） 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2 主な変動
 当連結会計年度の増減のうち、主な減少は減価償却費であります。
 3 時価の算定方法
 主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本部体制とし、各本部は取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は製品を基礎とした製品別セグメントから構成されており、「橋梁事業」「鉄骨事業」「インフラ環境事業」「不動産事業」の4つを報告セグメントとしております。

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	合計
	橋梁事業	鉄骨事業	インフラ環境事業	不動産事業	計		
一時点で移転される財	216	397	100	—	714	130	845
一定の期間にわたり移転される財	14,278	23,840	354	—	38,472	—	38,472
顧客との契約から生じる収益	14,495	24,237	454	—	39,187	130	39,318
その他の収益	—	—	—	409	409	—	409
外部顧客への売上高	14,495	24,237	454	409	39,596	130	39,727

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
受取手形	117百万円	75百万円
完成工事未収入金	4,620百万円	4,997百万円
契約資産	11,319百万円	20,719百万円
契約負債	1,102百万円	1,381百万円

- (注) 1. 契約資産は主に、工事契約において進捗度に応じた収益計上にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであり、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含まれております。
2. 契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「未成工事受入金」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2023年3月31日時点で64,807百万円であり、当該履行義務は工事契約に関するものであり、期末日後概ね3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 6,301円 70銭
- 1株当たり当期純利益 70円 52銭

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,600	流動負債	18,452
現金及び預金	6,443	支払手形	70
受取手形	25	電子記録債務	3,528
電子記録債権	2,012	工事未払金	5,966
完成工事未収入金及び契約資産	24,330	短期借入金	3,580
未成工事支出金	81	1年内返済予定の長期借入金	561
材料・貯蔵品	768	1年内償還予定の社債	1,860
関係会社短期貸付金	716	リース債務(短期)	128
前払費用	61	未払金	216
未収入金	197	未払費用	213
未収消費税	1,179	未成工事受入金	1,339
未収法人税等	78	預り金	55
その他の貸倒引当金	79	賞与引当金	357
	△373	工事損失引当金	116
固定資産	22,191	設備関係支払手形	3
有形固定資産	13,103	仮受金	423
建物	3,053	その他	30
構築物	327	固定負債	10,333
機械装置	740	社債	3,850
車両運搬具	3	長期借入金	1,434
工具器具及び備品	178	リース債務(長期)	398
土地	7,441	繰延税金負債	2,065
リース資産	499	退職給付引当金	2,356
建設仮勘定	859	その他	229
無形固定資産	136	負債合計	28,786
ソフトウェア	65	純 資 産 の 部	
その他	71	株主資本	26,391
投資その他の資産	8,951	資本金	6,619
投資有価証券	5,976	資本剰余金	8,207
関係会社株式	2,450	資本準備金	6,273
関係会社出資金	20	その他資本剰余金	1,933
長期貸付金	7	利益剰余金	12,268
関係会社長期貸付金	243	利益準備金	761
長期差入保証金	192	その他利益剰余金	11,506
その他の貸倒引当金	69	固定資産圧縮積立金	4,315
	△8	東京湾横断道路株式控除積立金	0
		別途積立金	2,834
		繰越利益剰余金	4,355
		自己株式	△703
		評価・換算差額等	2,614
		その他有価証券評価差額金	2,614
		純資産合計	29,006
資産合計	57,792	負債純資産合計	57,792

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		33,845
完 成 工 事 原 価		30,511
完 成 工 事 総 利 益		3,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,927
営 業 利 益		406
営 業 外 収 益		587
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	247	
受 取 家 賃	54	
材 料 屑 売 却 益	88	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	148	
そ の 他	43	
営 業 外 費 用		493
支 払 利 息	51	
社 債 発 行 費	42	
支 払 手 数 料	176	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	210	
そ の 他	13	
経 常 利 益		500
特 別 利 益		0
固 定 資 産 売 却 益	0	
特 別 損 失		18
固 定 資 産 除 却 損	17	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	1	
税 引 前 当 期 純 利 益		482
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81	
法 人 税 等 調 整 額	△34	46
当 期 純 利 益		436

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	6,619	6,273	1,938	8,211	761
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			△4	△4	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△4	△4	-
当 期 末 残 高	6,619	6,273	1,933	8,207	761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	東 京 湾 横 断 道 路 株 式 控 除 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	4,336	0	2,834	4,248	12,181
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△349	△349
積 立 金 の 取 崩	△20			20	-
当 期 純 利 益				436	436
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△20	-	-	107	86
当 期 末 残 高	4,315	0	2,834	4,355	12,268

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△719	26,293	2,284	2,284	28,578
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△349			△349
積 立 金 の 取 崩		-			-
当 期 純 利 益		436			436
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
自 己 株 式 の 処 分	16	12			12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			329	329	329
当 期 変 動 額 合 計	15	98	329	329	427
当 期 末 残 高	△703	26,391	2,614	2,614	29,006

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金……………個別法による原価法

②材料・貯蔵品……………主に移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 建物 (リース資産を除く)……………定額法

(2) 建物以外の有形固定資産 (リース資産を除く)……………主として定率法

なお、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産 (リース資産を除く)……………定額法

なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(3) 工事損失引当金……………当事業年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、事業年度末日後の損失見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生時の事業年度から費用処理しております。

- (5) 債務保証損失引当金……債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

主に長期の工事契約を締結しています。

- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入利息

(3) ヘッジ方針

外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取損害賠償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 33,032百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事について、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り（決算日における工事進捗度は原価比例法による）、当事業年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、直近の実績等をもとにした工事施工数量（材料の使用量など）は今後も同水準で推移すると仮定を置く一方、同種同規模工事における材料単価、外注費、現場工事費等は価格の上昇基調にあるとの仮定を置いて算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事はその施工内容、施工期間が工事契約ごとに決定されるものであるため個性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいものであります。また一般的に施工期間が長期にわたることから、工事契約の着手後に判明する事実や現場の状況変化によって作業内容等が変更となることがあります。このため工事原価総額の見積りには不確実性を伴い、主要な仮定である工事施工数量及び材料単価、外注費、現場工事費等が変動した場合には、翌事業年度の計算書類の完成工事高は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,098 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

② 主要な仮定

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当事業年度において、橋梁事業・鉄骨事業の共用資産について時価が著しく下落していることから減損の兆候があるものと判断し、共用資産を含むより大きな単位で減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュフローの総額が当事業年度末時点での当該資産グループの帳簿価額 8,939百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしました。減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	2,212百万円 (但し、仮登記)
土 地	6,057百万円 (但し、仮登記)
投資有価証券	1,023百万円
計	9,293百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,780百万円
(うち長期借入金より振替分)	-百万円)
長期借入金	200百万円
計	1,980百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,645百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

東北鉄骨橋梁㈱	300百万円
計	300百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	769百万円
短期金銭債務	630百万円
長期金銭債権	243百万円

5. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

完成工事未収入金	4,346百万円
契約資産	19,983百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	1,451百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	34百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

33,485百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	317,837	634	7,446	311,025

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 634株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付き株式報酬としての自己株式処分による減少 7,376株

単元未満株式の買増請求による減少 70株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

百万円

繰延税金資産	
賞与引当金	109
未払事業税	13
工事損失引当金	35
貸倒引当金	116
退職給付引当金	720
会員権評価損	16
子会社株式評価損	107
減損損失	4,334
風車部品評価差額	2
合併固定資産時価評価差額	244
その他	135
繰延税金資産小計	5,835
評価性引当額	△4,737
繰延税金資産合計	1,098
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,902
その他有価証券評価差額金	△1,075
合併固定資産時価評価差額	△184
その他	△0
繰延税金負債合計	△3,164
繰延税金負債の純額	△2,065

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（2023年3月31日現在）

百万円

イ. 退職給付債務	△3,951
ロ. 年金資産	1,506
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△2,444
ニ. 未認識数理計算上の差異	88
ホ. 未認識の過去勤務費用	-
ヘ. 貸借対照表計上純額（ハ+ニ+ホ）	△2,356
ト. 退職給付引当金	△2,356

3. 退職給付費用に関する事項（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

百万円

イ. 勤務費用	190
ロ. 利息費用	8
ハ. 期待運用収益	△20
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	12
ホ. 過去勤務費用の処理額	-
ヘ. 退職給付費用	190

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.36%
期待運用収益率	1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	5年 (発生の翌事業年度から定額法で費用処理)
過去勤務費用の処理年数	5年 (発生事業年度から定額法で費用処理)

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,222円 30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 93円 58銭 |

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社駒井ハルテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駒井ハルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社駒井ハルテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社駒井ハルテック 監査役会

常任監査役(常勤)	大森	元	Ⓔ
監査役(常勤)	松岡	成行	Ⓔ
監査役	吉松	均	Ⓔ
監査役	清水	一朗	Ⓔ

(注) 監査役吉松均及び清水一朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対し事業収益に応じた安定・継続的な配当を行うことを基本としております。第94期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき35円
総額163,158,940円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役田中進、駒井恵美、平見勝洋、駒井寛、本井敏雄の5氏が任期満了となります。

つきましては、上記取締役の内4名の重任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	こま い え み 駒 井 恵 美 (1964年5月13日生) (重任)	1988年10月 株式会社駒井鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 1997年6月 同社取締役経営企画室長 2002年4月 同社執行役員経営企画部長兼ニュービジネス開発部担当 2006年6月 同社環境事業部担当 2010年10月 当社執行役員環境事業部担当 2014年5月 当社インフラ開発本部長 2021年4月 当社環境インフラ本部長(現任) 2021年6月 当社取締役兼執行役員 2022年6月 当社常務取締役兼常務執行役員(現任)	82,534株
取締役候補者とした理由 環境事業での豊富な経験に加え、当社における豊富な業務経験を有しており、当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			
2	ひら み かつ ひろ 平 見 勝 洋 (1963年1月26日生) (重任)	1987年4月 株式会社春本鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 2005年5月 同社技術グループ和歌山工場次長 2008年4月 同社生産グループ和歌山工場副工場長 2010年10月 当社橋梁事業部橋梁生産本部和歌山工場副工場長兼業務安全課長 2011年4月 当社理事生産本部製造グループ和歌山工場長 2011年6月 当社執行役員 2017年4月 当社ICT推進室担当兼ICT推進室長 2021年4月 当社技術開発本部長環境品質管理室担当(現任) 2021年6月 当社取締役兼執行役員(現任) 2022年6月 安全管理室担当(現任)DX統括(現任)	4,433株
取締役候補者とした理由 橋梁事業での豊富な経験に加え、当社における豊富な業務経験を有しており、当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	こま い ひろし 駒 井 寛 (1965年6月12日生) (重任)	<p>1989年4月 駒井鉄工株式会社(現 株式会社駒井ハルテック)入社</p> <p>2009年7月 同社橋梁事業部橋梁工事本部 橋梁工事部長</p> <p>2010年10月 当社企画・管理本部人事部部长</p> <p>2016年4月 当社管理本部総務部長</p> <p>2020年6月 当社執行役員 管理本部副本部長兼総務部長</p> <p>2021年4月 当社鉄構営業本部長 調達室担当 鉄構事業担当 (現任)</p> <p>2021年6月 当社取締役兼執行役員(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 橋梁事業及び管理本部での豊富な経験に加え、当社における豊富な業務経験を有しており、当社取締役に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者となりました。</p>	6,730株
4	もと い とし お 本 井 敏 雄 (1951年4月7日生) (重任)	<p>1977年4月 兵庫県土木部交通政策課入庁</p> <p>2009年4月 兵庫県土木整備部まちづくり 担当部長</p> <p>2010年10月 西宮市副市長就任</p> <p>2014年6月 西宮市副市長退任</p> <p>2018年8月 奥村組土木興業株式会社 環境開発本部プロジェクト推進室 担当部長(現任)</p> <p>2018年8月 兵庫奥栄建設株式会社 環境エンジニアリング部担当部長 (現任)</p> <p>2021年6月 当社取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由 長年、兵庫県庁で勤務し、技術士、工学博士として土木等に関する豊富な知識と経験を有しております。取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	一株

- (注)
1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 本井敏雄氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役本井敏雄氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任からの年数は本総会終結時の時をもって2年であります。
 4. 当社は、本井敏雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の重任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責務を十分に果たすことができるように、当社定款において、取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、現在本井敏雄氏と責任限定契約を締結しております。同氏の重任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉松均氏が任期満了となります。
つきましては、新任監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<p>はやし こうじ 林 康司 (1965年2月27日生) (新任)</p>	<p>1995年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1995年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2000年1月 同 法律事務所パートナー 2007年1月 TMI総合法律事務所パートナー 2013年12月 新堂・松村法律事務所 マネージング・パートナー 2016年6月 株式会社MS&Consulting社外取締役 (現任) 2017年4月 林総合法律事務所設立、代表弁護士 (現任) 2020年6月 株式会社アサクス社外取締役(現任)</p>	<p>一株</p>
	<p>社外監査役候補者とした理由 弁護士としての法的知見に加え、社外取締役として経営に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、これらを当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役候補者いたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 林康司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、林康司氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、社外監査役がその責務を十分に果たすことができるように、当社定款において、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めております。
林康司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)：本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル・経験

当社の取締役会の構成は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ会社を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

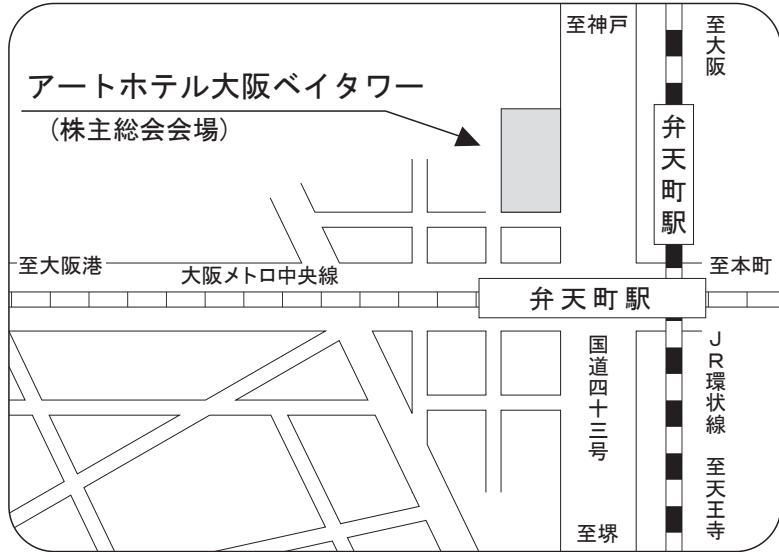
各取締役・監査役の知識・経験・能力に基づき、特に期待するスキル・経験に●を入れたものが下記の一覧のとおりです。

したがって、各人の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

役職	氏名	独立社外	担当	特に期待する知見・経験					
				企業経営	製造 施工 技術	営業 マーケティング	会計 財務	コンプライアンス リスク管理	サステナビリティ ESG
代表取締役社長	中村貴任			●			●	●	●
常務取締役	駒井恵美		環境インフラ本部長 他	●	●	●			●
常務取締役	平見勝洋		環境品質管理室担当 他	●	●	●			●
取締役	駒井寛		鉄構営業本部長 他		●	●		●	
取締役	飯塚勉		管理本部長 他				●	●	●
取締役	寺澤豊	●	非常勤				●	●	●
取締役	本井敏雄	●	非常勤	●	●	●			●
取締役	国崎肇	●	非常勤	●			●	●	●

以上

第94回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー
4階「アート グランドボールルーム イースト」
(JR環状線・大阪メトロ中央線弁天町駅下車)

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

